

令和 5 年 6 月 27 日開催

令和 5 年度

第 1 回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録

いわき市情報公開・個人情報保護審議会

- 1 **開催日時** 令和5年6月27日（火）
午後1時30分から午後2時15分まで
- 2 **開催場所** 市役所議会棟 理事者控室
- 3 **出席者** いわき市情報公開・個人情報保護審議会委員8名出席

(1) 審議会委員

荒川 正勝
鵜沼 理人
黒田 涼子
佐藤 信一
高沢 祐三
中尾 剛
箱崎 千枝子
宮下 朋子

(2) 事務局職員

中村 寛 (総務課長)
本田 智志 (総務課課長補佐)
佐々木 洋和 (総務課文書係長)
佐藤 誠 (総務課文書係事務主任)

(3) 説明課

- ① 個人住民税賦課事務における特定個人情報保護評価の再実施に係る「全項目評価書」の第三者点検

(財政部市民税課)

4 **議事の概要**

(1) 会議の開催形式について

条例の定めにより、原則公開とした上で、特に必要があると認めるときは審議会に諮って非公開とできることとなっており、今回の審議が、個別具体のプライバシーに関する事例に触れるおそれがないことから、公開することとした。

(2) 会議録の作成について

議事に直接関係する発言又は説明のみを記録し、委員名を記録しない要点筆記方式で作成することとした。

(3) 前回会議録（案）の承認について

令和４年度第４回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録について、事務局（案）のとおり承認された。

(4) 類型承認基準適用に係る前年度の報告について

前年度に類型承認基準を適用した事務事業等について、事務局より報告し、適正に運用されていることを確認した。

【主な意見等】

委員 警察に対する防犯カメラ映像の提供について、具体的にどのような媒体で提供しているのか。

事務局 提供にあたっては、該当する時刻前後の映像を警察立会いのもと確認している。そのうえで必要な個所を特定し、当該部分の映像データのみを警察が持参した CD に記録し提供している。

委員 防犯カメラ映像等を外部提供するにあたっての規定があるのか。

事務局 今年度より個人情報保護制度については法に基づき運用しているが、映像データを外部提供することについて特段の定めは無い。ただし、外部提供にあたっては必要最小限の情報により対応すべきであることから、警察に限らず外部提供について相談があった場合は相手方に当該情報が必要である理由等を確認し、その目的を達成するために必要最小限の範囲で提供するようにしている。

委員 防犯カメラ映像等の管理について、決まりはあるのか。

事務局 本庁舎へ防犯カメラを設置する際のデータの取扱い、具体的には保存はカメラの記憶媒体に限る、外部には必要がない限り持ち出さない、外部提供は犯罪捜査の場合に限るなど、防犯カメラ映像の基本的な取扱いに関する運用を定めており、この運用については当審議会の了解をいただいた。この運用について、総務課の他に公共施設を所管している課等にも共有しており、防犯カメラを設置した際にはその取扱いについて基準を定め運用している。

(5) 意見聴取事項の調査審議について

① 個人住民税賦課事務における特定個人情報保護評価の再実施に係る「全項目評価書」の第三者点検

(説明課：市民税課)

原案のとおり承認した。

【主な意見等】

委員 特定個人情報を提供できる事務が新たに追加されており、これにより情報の提供先も当然指定されているものと思うが、新たに情報を提供できるようになった事務について、市として対外的に通知するのか。

説明課 事務が追加となり情報連携が可能となったことについて、市民税課より関係団体等へ積極的にお知らせなどには行っていない。各制度が開始された際の案内の中でお知らせすることもあるかもしれないが、基本的には個人情報保護評価書及び番号利用法により情報連携できる事務が公表されているのみとなる。

以上閉会